

第6章 推進体制・進行管理

計画の推進体制

(1) 推進組織／横須賀市環境審議会、環境総合政策会議

取り組みの実効性を高め、計画を推進するための組織として、外部有識者で組織する「横須賀市環境審議会」および庁内関係部局等で構成する「環境総合政策会議」を活用します。

「横須賀市環境審議会」は、環境基本条例第24条の規定に基づき設置し、市長の諮問に応じて計画の策定・変更などについて調査審議を行い、また計画の進捗状況に対して意見や提言を行うなど、環境の保全および創造に関する基本的事項等の審議を行います。

「環境総合政策会議」は、環境基本条例第12条の規定に基づき設置し、環境の保全および創造に関する事項の検討を行い、総合的な施策の推進を図ります。

(2) 市民、事業者、市民団体、市の連携・協働体制の構築

計画で定めた施策を効果的に推進していくため、計画の実施主体である市民、事業者、市民団体、市が一体となり、計画を推進し体制を構築することが重要となります。

体制の構築に向け、計画全体を先導していく取り組みであるリーディングプロジェクトにおいて、市民、事業者、市の連携・協働を図ります。

また、リーディングプロジェクトにおける連携・協働体制をモデルとし、他の施策においても体制が波及することを目指します。

(3) 広域的な連携・協力の推進

大気環境や水環境、地球温暖化対策をはじめとした諸課題については、本市のみに留まらず、関係する行政機関や近隣の地方公共団体との連携・協力による広域的な対策が必要となることから、国や県、近隣の地方公共団体との連携・協力関係を構築し、必要な要望を行うなど、計画の円滑かつ効果的な推進に努めます。

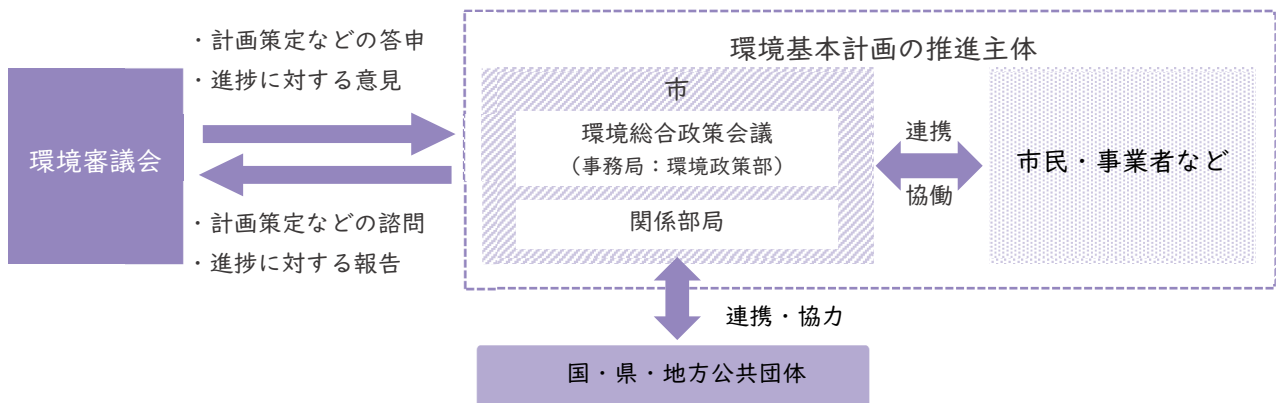


図 6-1 推進体制の概要

2

計画の進行管理

計画を着実に推進するためには、施策の実施・進捗状況の点検・評価を定期的に行うとともに、必要に応じ、見直しを行うことにより、日々変化する環境政策の動向や経済・社会情勢に柔軟に対応することが求められます。

本計画では「PDCA サイクル」に基づく進行管理を進め、継続的改善を図ります。

●Plan（計画）

環境の保全および創造に関する施策の総合的な推進に向けた計画を策定します。

また、施策の評価や取り組み状況、環境・経済・社会情勢の変化をはじめ、計画の基礎的条件に変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

●Do（実践）

環境基本計画および分野別計画に基づく施策・事業を実施します。

また、市民、事業者、市民団体、市による各主体の環境保全活動の展開、協働による取り組みを促進します。

●Check（点検・評価）

「横須賀市環境審議会」において、計画の進捗状況を報告するとともに、計画の推進に関する意見を求め、計画の進捗状況を点検・評価します。

また、その結果を取りまとめ、年次報告書を作成・公表します。

●Action（見直し）

点検・評価結果に基づき、施策の見直しや新たな施策・事業の検討を進めます。

また、市民、事業者などの活動状況、施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて推進体制について見直し・改善を図ります。

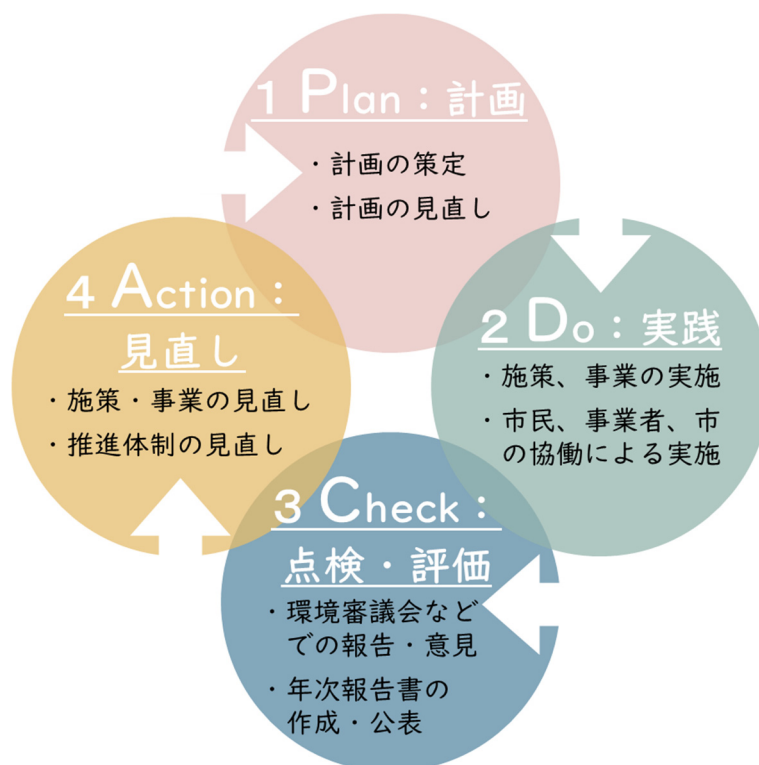


図 6-2 PDCA サイクルによる進行管理の仕組み

計画に掲げた環境像の実現に向けた取り組みを推進するにあたり、財源の確保は重要な課題です。

限られた財源の中で、効率的かつ着実に計画を推進するため、財源の確保や財政負担の最小化に向けた補助制度の活用や要望の提出、経済的インセンティブを与えることで各主体の環境保全の行動を誘導する経済的手法を検討します。

(1) 財政的措置

本計画の進捗状況、本市の環境の状況および経済・社会情勢などを勘案し、各種事業が総合的かつ着実に推進することができるよう、予算の確保など、必要な財政上の措置に努めます。

(2) 国・県・各種法人などにおける補助制度などの活用・要望

施策の実施に必要となる財源を確保するため、国や県などにおける環境保全に関する補助制度などについて、常に情報収集を行い、必要に応じて活用を検討するとともに、既存の制度に含まれない事業については、新たな補助制度の要望などに努めます。

(3) 経済的手法の導入検討

経済的手法とは、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブを与えることによって各主体の環境保全のための行動を誘導する手法です。

経済活動が縮小傾向にあり、少子高齢化が進展する本市においては、環境保全と経済活動との統合・両立を図るうえで、重要かつ有効な手法と考えられます。